

金利先物等取引口座設定約諾書、為替証拠金取引口座設定約諾書及び株価指数証拠金取引口座設定約諾書に基づく遅延損害金の率

金利先物等取引口座設定約諾書第 8 条第 3 項及び第 12 条、為替証拠金取引口座設定約諾書第 7 条第 3 項及び第 11 条並びに株価指数証拠金取引口座設定約諾書第 7 条第 3 項及び第 11 条の規定に基づく遅延損害金の率は、年 14%（年 365 日の日割計算）とする。

（平成 10 年 12 月 1 日、平成 17 年 7 月 1 日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 19 年 9 月 30 日、平成 22 年 10 月 1 日 変更）

附則

この変更規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 17 年 12 月 20 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。